

# 木曾三川下流部における秩序ある 河川利用を目指して

近岡睦子<sup>1</sup>

<sup>1</sup>木曾川下流河川事務所 占用調整課（〒511-0002 三重県桑名市大字福島465）

木曾三川下流部においては、漁業や水上レジャーなど、船舶を利用した様々な河川利用が行われており、地域の魅力となっている一方、多くの不法係留船が存在している。そのため、木曾川下流河川事務所では、平成23年度に年次計画を策定（第一次計画）し、計画的かつ段階的な対策を行ってきたところであるが、計画の対象期間である平成27年度を経過した後も解消には至っていない。そこで、これまでの対策を見直すことで明らかになった課題をふまえ、平成30年2月、第二次計画を策定した。本論文では、第二次計画の具体的な取り組み及びその達成に向けた今後の課題を紹介する。

キーワード：木曾三川下流部、不法係留船、変形護岸、船舶対策協議会、第二次計画の策定

## 1. はじめに

木曾川・長良川・揖斐川からなる木曾三川の下流部は、豊かな水産資源にあふれ、漁業が盛んな地域として知られている。特に、淡水と海水が混ざり合い遠浅な砂地が続く河口部は、ハマグリやシジミといった採貝漁業や海苔の養殖などが有名である。

また、川幅が広く比較的流れが穏やかであることや、交通の便が良いこともあり、水上バイクやウエイボードなどの水上レジャーを楽しむ人々が、時には関西地方を含む遠方からも訪れる。

このように、木曾三川下流部では、様々な利用者がそれぞれの目的をもって水面を利用している。しかし、以上のような木曾三川下流部の特徴は、木曾川下流河川事務所管内に多数存在する不法係留船を生み出す背景にも繋がっている。

さらに、木曾三川下流部は、我が国最大の海拔ゼロメートル地帯である濃尾平野に位置している。その地形的な特徴から、洪水や高潮による甚大な被害が発生しやすく、古くから水害と闘ってきた歴史を持つ地域でもある。近年発生が予測されている南海トラフ大地震により、明日にでも大きな津波が襲来する可能性もあり、不法係留船の解消に向けて、早急な対応が求められている。

本論文では、木曾川下流河川事務所、ひいては日本全国の河川においても重要な問題の一つとなっている不法係留船の解消に向けて、当事務所がこれまでどのような対策をしてきたのか、その対策からみえてきた課題をふまえ、今後どうすれば不法係留船

を解消することができるのかを考える。

## 2. 木曾三川下流部における不法係留船

### (1) 不法係留船の定義とその影響

ここで「不法係留船」とは、河川法第24条<sup>1)</sup>における「占用」の許可を受けることなく、河川区域内に係留している船舶をいう。また、係留環などの係留施設や乗降のために栈橋を設置する行為も、河川法第26条第1項<sup>1)</sup>に基づき、河川管理者の許可が必要である。本来であれば、関係基準による審査を行い、治水上及び環境上の支障の無い場所についてのみ、船舶の係留を許可することができることとなる。

しかし、このような手続きを行わず、無許可で係留している不法係留船は、所有者による日常的な管理が行き届いていない船もあり、出水時に適切な避難が行われず、流出した船舶による護岸の損傷といった河川管理施設への影響や洪水時の流下阻害が懸念されている。

木曾川下流河川事務所管内においても、平成21年7月、三重県が管理する排水機場が稼働中に沈没していた船舶を吸い込み、スクリーンが損傷する事故が発生している(図-1)。さらに、沈没した船からの油漏れによる水質事故の危険性もあり、被害が広範囲になることが予想される。

また、海津市海津町油島地先には、プレジャーボートを中心とした不法係留船が多く存在しているが、付近に国の史跡でもある「千本松原」や、観光名所にもなっている「治水神社」や国営木曾三川公

園が存在し、景観上も問題となっている(図-2)。



図-1 損傷した排水機場のスクリーン及び引き上げられた沈没船



図-2 海津市海津町油島地先の不法係留船

### (2) 木曾三川下流部における不法係留船の特徴

現在、木曾川下流河川事務所の管内には、289隻の不法係留船舶が存在しており、その内訳は、漁業等生業船が84隻、プレジャーボートが205隻である。(平成30年3月時点)。

一方、管内には関係する自治体が占有主体となり、漁協等の利用者に係留を認める「変形護岸」(図-3)が、複数存在している。管内には漁船の他に葦刈船も存在していたことから、過去の歴史や経緯を鑑み、これらの生業の用に供する船舶についてのみ、変形護岸への係留を認めてきた。

しかし、漁場が移行したことに伴い、船舶の係留場所にも変化が生じ、変形護岸の利用状況も変わってきた。漁船が係留しなくなった変形護岸の一部は、水上バイクなどの乗降場所として、占有目的外の使用がされているのが現状である(図-4)。また、土砂の堆積や樹林化により、利用できなくなった変形護岸がそのままになっており、物理的に係留不能な状況により、既存の変形護岸が十分に活用できていない。

さらに、高齢化や後継者不足による漁業従事者の減少、葦刈船の廃業などを理由として、使用されなくなった船舶がそのまま変形護岸に残されている

ケースもある。

一方で、プレジャーボートについては、高度経済成長期である昭和40年代に急速に台数が増え、バブル期にピークを迎えた。木曾三川下流部における利用者にとって、利便性の良いマリーナ等の数が少ないこと、当然利用料金が発生することから、既存のマリーナ等が活用されていない(表-1)。

このような背景から、河川内に係留する者が増加し、ブームが去った後も、漁船等生業船だけではなく、プレジャーボートの不法係留船が多い状態が続いている。



図-3 変形護岸(桑名市多度町上之郷)



図-4 変形護岸の目的外使用(海津市海津町大和田)

マリーナ	場所	空き
木曾川マリーナ	愛知県 弥富市	陸上 約10隻
マリンパーク愛知	愛知県 弥富市	陸上 約20隻
グレートマリン	愛知県 海部郡	陸上 約5隻
伊勢湾マリーナ	三重県 四日市市	陸上 約10隻
マリーナ河芸	三重県津市	約200隻

表-1 代表的な木曾三川下流部近傍マリーナ(空き状況は平成30年4月時点)

### 3. これまでの対策

#### (1) 第一次計画の策定

平成10年度に、「計画的な不法係留船対策の促進について」（平成10年2月12日付け建設省河政発第16号河川局長通達）<sup>4)</sup>により、各河川や地域の実態に応じて、計画的かつ段階的な不法係留船対策を行うために、「重点的撤去区域」を設定すること、またその設定に係る年次計画を策定することが示された。これを受けて、木曾川下流河川事務所では、平成20年2月に、河川管理者、関係地方公共団体、警察機関等の他、有識者を会長・副会長に招き、「木曾三川下流部船舶対策協議会」（以下、「協議会」という）を発足させ、これまでに計15回の協議会を開催している。

平成23年6月には、計画的かつ段階的な不法係留船対策に向けて「木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書」<sup>5)</sup>（対象年度：平成23年～平成27年）（以下、「第一次計画」という）を策定し、「重点的撤去区域」の設定（①ケレップ水制群、②桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路、③海津市海津町油島地先）を行った（図-5）。



図-5 「重点的撤去区域」位置図

第一次計画の基本方針としては、漁船などの生業船は、既存の変形護岸への移動を調整する一方、プレジャーボートについては原則として木曾三川下流部での係留を認めず、自主撤去の指導を行ってきた。生業船、プレジャーボートそれぞれについて、適正な係留場所への移動や自主撤去に応じない場合は、強制撤去の対象となる。

これまでに、所有者を調査して自主撤去を促したり、所有者不明船の沈没船処分並びに行政代執行及び簡易代執行などの強制撤去措置の実施を行ってきた（図-6、表-2）。



図-6 簡易代執行の実施状況  
（平成23年1月 桑名市長島町西川地区）

実施日	不法係留船対策	対象船舶	隻数
H21.8.10	自主撤去終了	長良川左岸12.0kp付近ブースター船	1
H22.3.9～15	簡易代執行	下坂手変形護岸係留船舶	32
H22.12.7	簡易代執行	松之木変形護岸係留船舶	9
H22.12.8	行政代執行	松之木変形護岸係留船舶	7
H23.1.19～20	簡易代執行	西川地先 係留船舶	12
H23.12.7	簡易代執行①	ケレップ水制群内 係留船舶	3
H24.2.1	簡易代執行②	ケレップ水制群内 係留船舶	1
H27.6.4	是正完了	船頭平暫定係留施設 係留船舶	32

表-2 これまでの対策状況

#### (2) 第二次計画の策定

図-7からも分かるように、平成23年度の計画策定以降、計200隻以上の不法係留船が減ったが、計画の対象年度である平成27年度が過ぎた後も、未だ不法係留船対策は完了しておらず、不法係留船解消に向けた新たな計画の策定が急務になっていた。

これを受けて、平成30年2月に、第一次計画の実施によってみえてきた課題をふまえ、「木曾三川下

流部における不法係留船舶対策に係る計画（第二次）」  
 6) (対象年度：平成30年～平成34年) (以下、「第二次計画」という) を策定した。

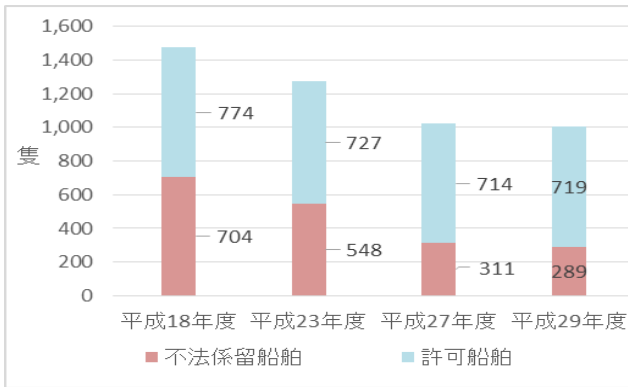


図-7 木曽三川下流部における不法係留船舶数の経緯

#### 4. 第二次計画達成にむけて

##### (1) 第一次計画をふまえた課題と具体的な対策

第一次計画を策定した平成23年度以降、実際の対策を進めていく中で、計画に対するフォローアップがされてこなかった。第二次計画では、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、協議会にかかわらず、定期的な打合せ等を通して、定期的なフォローアップをしていく。

また、第一次計画から明らかになった課題をふまえ、今後、以下のような具体的な対策を行う。

##### a) 変形護岸の維持管理

これまで、変形護岸の占有者である自治体が係留船舶数や変形護岸の空き状況を把握できておらず、実際には既に船舶を所有していないにもかかわらず、係留の権利のみを主張する者や、許可のない船舶が係留されているのが実態であった。このため、漁船等の変形護岸への移動調整を適切に行うことができていない。対応策として、連続した番号を割り降ったナンバープレートの船外への貼り付け及び、毎年係留船舶の報告を義務づけることで、占有者である自治体による変形護岸の利用状況把握を徹底する。さらに、土砂堆積や樹林化の影響により、船舶の係留が困難になっている変形護岸については、維持管理費負担のルールが決まっていなかった。今後は原則、占有者及び利用者が維持管理費を負担するものとし、維持管理計画書への記載を義務づける。

また、現在使用されておらず、水上バイクなどの目的外利用が行われている変形護岸については占用廃止を行うなど、整理集約を行っていく。

##### b) 船舶の放置禁止指定

河川法施行令第16条の4<sup>2)</sup>の改正(平成26年4月1日施行)により、船舶など河川管理者が指定したものを、みだりに「捨て、又は放置すること」が禁止行為として追加された。また同令59条<sup>2)</sup>により、3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処されることになった。(河川法施行令改正の背景として、平成

25年度から10年間で放置艇をゼロとする政府目標を掲げた、「プレボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」(平成25年5月 国土交通省及び水産庁<sup>7)</sup>の策定がある。)

これまで、改正に伴う検討はされてきたものの指定には至っていなかったが、平成30年5月7日より、木曾川下流河川事務所管内の全川において、船舶を放置禁止指定した。中部地方整備局管内では、二級河川で指定されている例はあるものの、一級河川では初めての例となる。今後、不法係留船近くの堤防坂路・階段などに周知看板(図-8、図-9)を設置し、重点的撤去区域から優先的に警告文書等では正指示を行っていく。河川法施行令改正に伴う罰則の適用は、所有者等への心理的な影響に伴う、予防的効果も期待できる。



図-8 放置禁止指定にかかる看板設置状況

## 船舶の放置行為に 罰則が適用されます

【河川法施行令第16条の4第1項第2号イ】  
 ○船舶その他の河川管理者が指定したものを河川区域内の土地に  
**放置等することを禁止**

【河川法施行令第59条第2号】  
 ○上記に違反した者に対して**罰則を適用**  
**罰則：3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金**

【放置等の禁止の適用】  
 ○木曾川下流河川事務所が管理する河川において、**放置等の  
 禁止対象物として、「船舶」を指定**  
 (平成30年4月23日指定、平成30年5月7日施行)

船舶を自主撤去してください

国土交通省 木曾川下流河川事務所  
 三重県 桑名警察署

問合せ先：国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所  
 占用課 登録 TEL:0694-24-5718 FAX:0694-24-5725

(注意)この警告看板を許可なく撤去したり、損傷させた場合は法令により  
 処罰の対象となります。

図-9 放置禁止指定にかかる看板の内容

c) 河川法による指導等

さらに、変形護岸への移動や自主撤去に応じない船舶に対しては、重点的撤去区域から優先的に、河川法第77条<sup>1)</sup>の規定に基づく河川監理員の指示並びに、最終的には強制的な撤去措置として、河川法第75条<sup>1)</sup>に基づく監督処分及び簡易代執行並びに、行政代執行法第2条<sup>3)</sup>に基づく行政代執行を行い、不法係留船舶の数そのものを減らす対策についても、引き続き行っていく。

(2) 第二次計画を達成する上での課題

a) 広報による周知活動

第二次計画の策定にあたり、ホームページによるパブリックコメント（意見公募）を行ったが、特段の意見は寄せられなかった。このことは、一般の方が、不法係留船対策に興味を持っていないことの表れとも考えられる。不法係留船による影響や、そもそも河川内に放置されている船舶が「不法」であるということについて、一般市民の方々にも認識していただくことで、不法係留船解消に向けて、地域全体が声をあげるようになることが望ましい。そのために、河川管理者には、より一層の広報活動が求められる。これまでも、当事務所のホームページや関係自治体の広報誌へ、河川内に船を係留することから発生する影響に関する記事を掲載してきた。今後は、不法係留船の存在自体の啓発や4. (1) b) で述べた、河川法施行令改正による放置禁止指定に関するリーフレット（図-10）を各県市町、警察署、日本小型船舶検査機構、道の駅、マリーナ等に配布し、船舶所有者・レジャー利用者へ直接訴えてゆく予定であるが、普段は、船舶を利用しないような人々にも、不法係留船の危険を認識し、関心を持っていただけるような方法を考える必要がある。

b) 船舶対策協議会メンバーの連携

これまでは、廃船の処理や行政代執行・簡易代執行の実施といった、河川管理者が主体となって進める対策がメインになっていた。新たな係留施設の整備や、変形護岸の整理・集約など、河川管理者だけでは対応できない問題は、いまだ調整が難航しているのが現状である。そのため、第二次計画では、河川管理者や各自治体など、協議会の各構成機関の役割分担を明確にした上で、具体的な行動計画について合意形成を図った。

木曾三川下流部は、岐阜県・愛知県・三重県と3県にまたがっており、変形護岸への移動の促進や新たな係留施設の整備において、各自治体間の連携が必要不可欠となる。

また、特にレジャーボートについては、河川外への移動が前提となる中で、関係する他水域管理者との連携も必須となる。さらに、船舶の放置禁止指定に伴い、今後は警察機関との連携も求められる。このように、協議会メンバーそれぞれが協力するために、随時、協議会開催にかかわらず、河川管理者が定期的なフォローアップを行っていくとともに、協議会メンバーと連携を図っていく必要がある。

**河川内に無許可で船舶を係留することは法律違反です。**

**なぜ河川に係留してはいけないのか?**

無許可で河川内に船舶に係留することは、様々な支障を引き起こすおそれがあります。

- 係留船による護岸の崩壊
- 台風等によって船舶が沈没し、燃料流出による水質の悪化
- 船舶流出による家屋への二次被害

**不法係留船への取り組み**

国土交通省木曾川下流河川事務所では、平成19年度より船舶所有者への指導、強制的な撤去措置を実施するなど、不法係留船対策を実施しています。

**■多数の船舶が不法係留されています。**

木曾三川下流部における不法係留船は、減少しているものの、未だに多数の船舶が河川に不法に係留されています。

年度	不法係留船数
平成17年度	約800
平成18年度	約600
平成19年度	約400

**木曾三川下流部における不法係留船対策に係る計画(第2次)が策定されました。**

**木曾三川下流部に許可なく船舶に係留されている方は...**

自主的な撤去、マリーナ施設等への船舶の移動をお願いします。  
 なお、船舶の移動をされない場合は、指導・撤去を実施する場合があります。

**木曾三川下流部の係留施設に船舶に係留されている方は...**

施設の管理者(各市町)の指導のもと、施設の維持管理、係留船舶の管理の徹底をお願いします。

ホームページで詳細をご紹介しております。

図-10 不法係留船対策 リーフレット

5. むすび

木曾三川下流部において、船舶は産業や観光の発展に大きく関係しており、地域の人々とも密接な関係にある。ただ河川から排除していくのではなく、生業船は変形護岸へ、レジャーボートは民間マリーナなどの既存の施設への移動を支援したり、新たな施設を整備したりすることによって、不法な状態を解消し、秩序ある河川利用が行われるようにしていくことが求められる。例えば、使用されていない変形護岸を、自治体やNPO法人などが占有し、水上バイクなどの発着場施設を整備するなど、マナーを守った利用がされるように工夫すれば、水上レジャーを活かした地域の発展にも繋がる可能性がある。

また、近年の温暖化に伴い、今後未曾有の災害が発生する可能性が高まってきている。不法係留船の存在によって安全・安心な地域という、根幹の部分が脅かされている限り、いくら魅力がある地域であっても、世界にアピールすることはできない。

このように、不法係留船を解消することは、世界に誇れる木曾三川下流部にするため、重要な役割を担っている。第二次計画達成に向けて、引き続き河川管理者として、積極的に働きかけていかなければならない。

#### 参考条文

- 1) 河川法 第24条、第26条第1項、第75条、第77条
- 2) 河川法施行令 第16条の4第1項第2号、第59条
- 3) 行政代執行法第2条

#### 参考文献

- 4) 「計画的な不法係留船対策の促進について」（平成10年2月12日付け建設省河政発第16号河川局長通達）
- 5) 「木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書」（平成23年6月22日、国土交通省中部地方整備局）
- 6) 「木曾三川下流部における不法係留船対策に係る計画（第二次）」（平成30年2月20日、国土交通省中部地方整備局 木曾三川下流部船舶対策協議会）
- 7) 「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」（平成25年5月、国土交通省・水産庁）